

奈良県教育委員会

# 週報

第2322号

令和元年8月1日発行

# 目 次

(件名)	(宛先)	(主管課)	(頁)
令和元年度高等学校等奨学金の追加募集について	各市町村教委教育長 各高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校支援課	1
令和2年度奈良県公立学校管理職(校長)候補者選考について	各市町村教委教育長 各県立学校長	教職員課	8
令和2年度奈良県公立学校管理職(教頭)候補者選考について	各市町村教委教育長 各県立学校長	教職員課	10

(次の週報は、令和元年8月29日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長  
各高等学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年度高等学校等奨学金の追加募集について（通知）

本年度4月に募集しました「修学支援奨学金」及び「育成奨学金」について、下記により追加募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の配慮をお願いします。

### 記

- 1 募集概要 別紙1のとおり
- 2 受付期間 **令和元年9月1日（日）～令和元年9月30日（月）消印有効**
- 3 募集人数 200名程度
- 4 その他 申請者には、次の書類を配布すること。
  - ① 「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請書類一式（※）
  - ② 別紙2「奈良県高等学校等奨学金（追加募集）に申請されるみなさんへ」（2ページ目の下部にある「お問い合わせ先」欄に必ず各学校名と連絡先を記載の上で配付すること。）

（※）奨学金の概要・各種様式・記入例については、学校支援課ホームページ又は4月募集時配付の「奈良県高等学校等奨学金 申請の手引き（平成31年4月版）」を参照すること。  
その他不明な点がある場合は下記まで問い合わせること。

（担当） 奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係  
〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

## 奈良県高等学校等奨学金の追加募集について

### I 募集概要

\* 募集については、「奈良県高等学校等奨学金申請の手引き(平成31年4月版)」を確認すること。ただし、一部修正があるので、「Ⅱ追加募集での手引きの修正」を、必ず確認すること。

#### 1 申込資格 (現在貸与中の者は申込不可)

##### (1) 修学支援奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

##### (2) 育成奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 又は専修学校の高等課程 (規則に定めるものに限る。) に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について：特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) による経費の支給を受けている者へは貸与不可

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。  
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期の評定平均値とする。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとする。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とする。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍 (特に意欲があると認められる場合にあつては、予算の範囲内で3.0倍) 以内であること。

## 2 申込み及び決定

### (1) 提出書類

**「奈良県高等学校等奨学金申請の手引き(平成31年4月版)」とともに配布した様式を複写して利用すること(奈良県教育委員会事務局学校支援課のHPにも様式・記入例を記載している。)**

#### ◎新規申請(在学)

- ① 貸与申請者一覧表(新規申請者用)
- ② 奨学金貸与申請書[第1号様式]
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等(扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる場合は不要。)

**\* 今回の申請では、令和元年度(平成31年度)課税証明書が必要**

- ⑤ 住民票謄本(世帯全員分)(記載事項欄に省略のないもの)
- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書(最近3か月以内に発行されたもの)
- ⑦ 請求書(後期分のみ)
- ⑧ 口座振替申出書(通帳のコピーを添付)
- ⑨ 借用証書
- ⑩ 申請印確認票(専用紙があるので、各学校から学校支援課に請求すること。)

### (2) 書類の経由

申請書類は、各学校の校長を経由して教育長へ提出すること。

### (3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果については、各学校を通して通知する。(令和元年12月上旬予定)

### 3 貸与月額

**\* 今回申請分の貸与期間は、今年度下半期分（令和元年10月分）からの貸与となる。**

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 ( 5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校 等就学費の給付を受け ている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できる。
- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できる。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出すること。

## II 追加募集での手引きの読替え事項

項目 (手引きの頁)	修正前	修正後
育成奨学金の学習成績の評定 (2頁:(注3)について 枠内)	ウ 高等学校等の <u>1学期中間考査終了時</u> の評定平均値	ウ 高等学校等の <u>1学期</u> の評定平均値
在学校の校長の推薦書(9頁:下5行)	<p>育成奨学金を希望する者のうち、<u>中学成績の評定平均値が3.0未満の申請者の取扱いについて</u></p> <p>① <u>評定平均値の記入欄下のボックスにチェック、評定平均値記入欄は空欄のまま提出</u></p> <p>② <u>その後、中間考査等終了時の評定平均値を提出(様式は問いません。)</u></p> <p>※ <u>ただし、その際の高校成績で評定平均値が3.0未満の場合も、必ずその成績を提出してください。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>*ボックスのチェックは、なくなります。</p>
<p>&lt;7&gt;所得に関する証明書 (14頁)表中の「③上記のいずれにも該当しない世帯」の「必要書類」欄</p>	<p>※ <u>平成30年度課税証明書(平成29年分所得に関する課税証明書)は必ず提出していただきますが、所得の状況が変動し、平成30年分における所得の方が現状を反映している場合、次のアからウまでの追加書類で所得を確認します。</u></p> <p>ア <u>平成30年分の確定申告書(29年分不可。税務署の受付印のあるもの)の写し</u></p> <p>イ <u>平成30年分の源泉徴収票原本(29年分不可。原本でない場合は照合のうえ原本確認者の署名押印をお願いします。)</u></p> <p>ウ <u>平成31年度課税証明書</u></p>	<p>※ <u>令和元年度(平成31年度)課税証明書が必要です(最新のもの)。</u></p>

## 奈良県高等学校等奨学金（追加募集）を申請をされるみなさんへ

### 1 制度の目的

この制度は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与することを目的とします。

### 2 対象者 修学支援奨学金・育成奨学金それぞれ、①～⑤の各号を満たす人が対象です。

#### 修学支援奨学金（全学年）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又は高等専門学校に在学している人。
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している人。
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人。
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人。
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

（注）④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

#### 育成奨学金（全学年）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む）又は専修学校の高等課程（規則に定めるものに限る）に在学している人。
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している人。
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる人。
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる人。
- ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

（注）③について

評定平均値が3.0以上であること。

④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍（特に意欲があると認められる場合にあつては、3.0倍）以内であること。

※ 予算枠があるため、全員採用されるとは限りません。

### 3 貸与月額

区 分	国・公立	私 立
貸与基本月額	18,000円（5,000円）	30,000円（17,000円）
自宅外加算	5,000円（5,000円）	
へき地加算	12,000円（ - ）	

※（ ）は生活保護の高等学校等就学費の給付を受けている方の金額です。

※へき地加算は、へき地対象地域にある自宅から通学している方に限ります。

### 4 貸与時期と方法

**貸与時期** 今年度後期分から（今年度…後期12月中旬 2年目以降…前期4月下旬、後期10月中旬）

**貸与方法** 借受人（生徒）本人名義の銀行口座に振込入金します。

### 5 申込み締切と書類

**申込締切** 学校ごとに設定（在籍校にご確認ください）

※申請書類は在籍校でとりまとめて、推薦書等を追加し、教育委員会学校支援課に提出されます。

（学校から学校支援課への締切…9月30日（月））





申込みの提出書類 用紙は在籍校で受け取ってください。

- ① 貸与申請書[第1号様式]  
 ② 請求書(前期・後期分)[別紙様式4]  
 ③ 奨学金借用証書 [第6号様式]  
 ④ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書[別紙様式3]  
 (通帳の確認事項が記載されたページのコピーを添付してください)  
 ⑤ 申請印確認票(①～④で押す印をこちらにも押印して提出してください)  
 ★⑥ 住民票謄本(家族全員)(最近3か月以内に発行されたもの)・・・原本  
 記載事項欄の省略のないもの(ただし本籍地・マイナンバーは不要)  
 ★⑦ 所得に関する市町村長発行の課税証明書・・・原本  
 (令和元年度(平成31年度)分。扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由が記載されたもの。原則として世帯全員分が必要ですが、被扶養者であることが生計支持者等の課税証明書で分かる方は不要。)  
 ※生活保護を受けている世帯の方:生活保護受給証明書、あるいは生活保護決定通知書の写し  
 (世帯全員の氏名確認のこと。記載のない者は、上記の所得に関する市町村発行の証明書が必要)  
 ★⑧ 連帯借受人の印鑑登録証明書(最近3か月以内に発行されたもの)・・・原本  
 ★印の書類は市役所・町村役場などで取得してください。

※その他、締切後に追加書類の提出を求める場合があります。

書類の提出先 上記①～⑧をまとめて、在籍校に提出してください。

決定通知 審査の上、貸与の可否について各在籍校を通じて通知します。  
 貸与決定者には、貸与決定通知書が発行されます(11月下旬～12月上旬予定)。

#### 6 返還について

在学期間中に貸与(貸付)を受けた総額を、卒業等又は辞退後6ヶ月経過したのち、10年以内に返還しなければなりません。

#### 返還方法

- ・返還方法は半年賦または月賦で、10年以内の均等払いです。繰上返還や一括返還も可能です。
- ・半年賦の場合は毎年8月頃と12月頃が返還時期となります。
- ・原則として月賦・半年賦とも口座振替で返還いただきます。
- ★ 各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日に関わらず貸与を受けた奨学金の返還残額について一括返還の請求をすることがあります。
- ★ 滞納者には、係員が自宅等へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。また、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続きをとることがあります。

#### 7 延滞金について

返還時期を過ぎて返還をしなかったときは、延滞金(年10.95%)が加算されることとなっています。

#### 8 より詳しい内容について知りたい方は

- 奈良県高等学校等奨学金のページ <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>  
 (右のQRコードからもアクセスできます)



- 在籍校の奨学金担当窓口 Tel \_\_\_\_\_

担当: \_\_\_\_\_

- 奈良県教育委員会事務局 Tel 0742-27-9859(直通) 平日 8:30～17:15  
 学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502 奈良市登大路町30

各市町村教委教育長 }  
各県立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和2年度奈良県公立学校管理職（校長） 候補者選考について（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者に周知されるようお願いします。  
なお、要項等の配布は令和元年9月25日（水）から行います。

### 記

#### 1 目的

県内公立小・中学校及び県立学校（以下「公立学校」という。）の管理職（校長）としての適格者を選考するために実施する。

#### 2 資格

公立学校長を志願する者（以下「志願者」という。）で、次の（1）及び（2）の条件（条件は令和2年4月1日現在。以下同じ。）を満たすものとする。

（1） 県内の公立学校教頭又は県若しくは市町村教育委員会事務局職員等（出向者を含む。以下同じ。）として通算2年以上の勤務経験を有する者。ただし、県又は市町村教育委員会事務局職員等の勤務経験は、管理職（教頭）候補者名簿へ登載後の勤務経験に限る。

（2） 県内どこにでも勤務できる者

#### 3 選考の方法及び基準

（1） 選考は、面接試験の結果に加え、書類（調書等）を総合的に考慮して合否を決定する。

（2） 選考の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 人格的に尊敬され、教育的識見、統率力及び判断力に優れ、管理職として安定した調整力を発揮しながら学校を経営していく能力を有すると認められる者

イ 心身ともに健康で、力強く職務を遂行する意欲と情熱を有すると認められる者

ウ 幅の広い職務経験を有し、職務に関する多様な課題や困難な事象に柔軟に対処できる行動力や実践力に富み、部下への指導力を十分に発揮できると認められる者

#### 4 面接の日時及び場所

##### (1) 日時

令和元年12月14日(土)、15日(日)

※ 各人の面接の時刻等については、別に通知する。

##### (2) 場所

奈良県立教育研究所

#### 5 出願手続等

(1) 志願者は、次の各書類を所属長を通じて、令和元年10月25日(金)までに県教育委員会教育長に提出すること。

ア 願書〔用紙は令和元年9月25日(水)以降に所属長に請求すること。〕

イ 連絡用封筒 2通

〔長3(12.0cm×23.5cm)の定型のり付き封筒に242円切手(特定記録で郵送)を貼り、宛名及び宛先(志願者氏名及び自宅住所)を記入したもの。なお、郵便料金の改定があった場合は、改定後の料金に合わせた切手を貼ること。〕

(2) 所属長は、各志願者についての調書を作成し、志願者の書類とともに、市町村立学校及び市町村教育委員会事務局等の志願者については市町村教育委員会教育長に、県立学校及び県教育委員会事務局等の志願者については県教育委員会教育長に提出するものとする。

(3) 市町村教育委員会教育長は、提出された各志願者についての調書に所見を記入し、県教育委員会教育長に提出するものとする。

(4) 選考結果については、本人に通知する。

#### 6 名簿登載

(1) 選考合格者については、管理職(校長)候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載する。校長への登用については、この名簿に登載された者の中から決定する。

(2) この名簿は、管理職(教頭)候補者名簿の上位にあるので、名簿登載者は当然に教頭候補者にもなりうる。

(3) 登載された者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、名簿から削除する。

ア 任用を辞退した場合

イ 公立学校教員の資格を失った場合

ウ 心身の故障のため、管理職の職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかとなった場合

エ 前各号に定めのあるもののほか、管理職としての適格性を欠くことが明らかとなった場合

各市町村教委教育長 }  
各県立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和2年度奈良県公立学校管理職（教頭） 候補者選考について（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者に周知されるようお願いします。  
なお、要項等の配布は令和9月25日（水）から行います。

### 記

#### 1 目的

県内公立小・中学校及び県立学校（以下「公立学校」という。）の管理職（教頭）としての適格者を選考するために実施する。

#### 2 資格

公立学校管理職を志願する者（以下「志願者」という。）で、次の（1）から（3）までの条件をすべて満たすものとする。

- （1） 教諭（養護教諭及び栄養教諭を含む。）普通免許状又は特別免許状を所有し、現に県内の公立学校教員（国公立学校又は他県と人事交流中の教員も含む。）又は県若しくは市町村教育委員会事務局職員等（出向者を含む。以下同じ。）である者
- （2） 35歳以上55歳までの者（令和2年4月1日現在）で、教諭（主幹教諭、養護教諭及び栄養教諭を含む。）又は教育委員会事務局職員等（以下「教諭等」という。）として通算10年以上の勤務経験を有するもの、又は教諭等の勤務経験が5年以上かつ校務経験値が9以上であるもの

※ 経験年数は、令和2年3月31日現在。栄養教諭は学校栄養職員の経験を含む。また、教諭等の経験は県内外、国公立を問わない。

※ 校務経験値は平成30年度末評価とする。県又は市町村教育委員会事務局等に勤務する志願者で校務経験値が未確定なケースは個別に県教育委員会教職員課で判断する。

(3) 県内どこにでも勤務できる者

### 3 選考の方法と基準

(1) 選考は、記述試験（論文、法規）及び面接試験の結果に加え、書類（調書等）を総合的に考慮して可否を決定する。

(2) 選考の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 人格が優れ、教育的識見、統率力及び判断力を有し、管理職として学校を運営していく能力を有すると認められる者

イ 心身ともに健康で、前向きに職務を遂行する意欲を有すると認められる者

ウ 幅の広い職務経験を有し、職務に関する多様な課題や困難な事象に柔軟に対処できる行動力や実践力に富むと認められる者

(3) 現に県又は市町村教育委員会事務局等（出向を含む。）に2年以上継続して勤務している志願者は、記述試験をすべて免除し面接試験のみを実施する。

(4) 選考に合格し、一旦管理職（教頭）候補者名簿に登載された者が、登載期間終了に伴って再度志願する場合は、記述試験の「法規」は免除し、「論文」と面接試験を実施する。

### 4 記述試験・面接の日時及び場所

(1) 日時

令和元年12月14日（土）、15日（日） 記述試験（論文、法規）、面接

※ 記述試験の法規については、教育小六法などの法規集の持ち込みを許可する。ただし、解説書、参考書、問題集、コピー類、自作メモ類等は不可とする。

※ 各人の面接の時刻等については、別に通知する。

(2) 場所

奈良県立教育研究所

### 5 出願手続等

(1) 志願者は、次の各書類を所属長を通じて、令和元年10月25日（金）までに県教育委員会教育長に提出すること。

ア 願書〔用紙は令和元年9月25日（水）以降に所属長に請求すること。〕

イ 連絡用封筒 2通

〔長3（12.0cm×23.5cm）の定型のり付き封筒に242円切手（特定記録で郵送）を貼り、宛名及び宛先（志願者氏名及び自宅住所）を記入したもの。なお、郵便料金の改定があった場合は、改定後の料金に合わせた切手を貼ること。〕

(2) 所属長は、各志願者についての調書を作成し、志願者の書類とともに、市町村立学校及び市町村教育委員会事務局等の志願者については市町村教育委員会教育長に、県立学校及び県教育委員会事務局等の志願者については県教育委員会教育長に提出するものとする。

(3) 市町村教育委員会教育長は、提出された各志願者についての調書に所見を記入し、県教

育委員会教育長に提出するものとする。

(4) 選考結果については、本人に通知する。

## 6 名簿登載

(1) 選考合格者については、管理職（教頭）候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載する。教頭への登用については、この名簿に登載された者の中から決定する。

(2) 名簿登載期間は5年間（令和2年度登載者は令和6年度末まで）を限度とする。ただし、県又は市町村教育委員会事務局職員等として勤務する者については、その職にある期間は名簿登載を継続する。

(3) (2)の規定にかかわらず、平成30年度以前に名簿へ登載されている者については、上限を定めずに登載を継続する。

(4) 登載された者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、名簿から削除する。

ア 任用を辞退した場合

イ 公立学校教員の資格を失った場合

ウ 心身の故障のため、管理職の職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかとなった場合

エ 前各号に定めのあるもののほか、管理職としての適格性を欠くことが明らかとなった場合